

第5分野 男女の仕事と生活の調和

<基本的考え方>

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。

このため、子ども・子育て支援策との密接な連携を図りながら、企業、働く者、国、地方公共団体が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を着実に進める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	37.0% (平成 21 年)	50%以上 (平成 27 年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1% (平成 21 年)	100% (平成 32 年)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成 20 年)	5 割減 (平成 32 年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成 20 年)	70% (平成 32 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (平成 18 年)	1 日当たり 2 時間 30 分 (平成 32 年)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成 21 年)	13% (平成 32 年)
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	920 企業 (平成 22 年)	2,000 企業 (平成 26 年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下 (平成 17 年)	29% (平成 32 年)
在宅型テレワーカーの数	330 万人 (平成 20 年)	700 万人 (平成 27 年)
3 歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合 (注 4)	22.8% (平成 22 年度)	44% (平成 29 年)
小学校 1～3 年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	21.2% (平成 22 年度)	40% (平成 29 年)
放課後子ども教室の実施（注 5）	9,280 か所 (平成 22 年)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (平成 24 年度)
地域子育て支援拠点事業	7,100 か所 (平成 21 年度見込) (市町村単独分含む)	10,000 か所 (平成 26 年)
ファミリー・サポート・センター事業	599 か所 (平成 21 年度)	950 市町村 (平成 26 年)
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (平成 19 年)	100% (平成 32 年)
20 歳から 34 歳までの就業率	73.6% (平成 21 年)	77% (平成 32 年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成 17 年)	55% (平成 32 年)

(注 4) 待機児童の解消を図るための数値

(注 5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数

1 仕事と生活の調和の実現

施策の基本的方向	
<p>仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の必要性に関する社会的気運醸成のための効果的取組を進める。その際、仕事と生活の調和が企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを強調する。また、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを国民各層を対象に進める。 ・大企業だけでなく中小企業においても、正社員だけでなく非正規雇用者においても、仕事と生活の調和が普及するよう取組を進める。 ・父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図る。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進する。特に両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児・介護休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等を図る。 <p>①働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で豊かな生活に向け、長時間労働を抑制するとともに、年次有給休暇の取得を促進する。 ・行政機関においても、業務の効率化等により長時間労働の抑制を図るとともに、男性の育児休業の取得や介護のための両立支援制度の活用を促進など、率先して仕事と生活の調和に取り組む。 <p>②父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。 ・男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、「パパ・ママ育休プラス」等も活用し、男性の育児休業取得を促進する。 ・男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。 <p>③企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰や、公共調達等において仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブ付与の取組を進める。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、関係府省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰制度、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行う地方公共団体の状況を調査し、事例を収集する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。また、積極的な取組を行い、成果を挙げた企業を「均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）」として表彰する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知を促進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月以降、従業員数が101人以上の全ての企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組むようにする。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代認定マーク（くるみん）」の取得企業を増加させる。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、業務効率化のノウハウ提供、中小企業が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進する。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>④自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、自営業者など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるように努める。 	経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 	内閣府、農林水産省
<p>ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進</p>	
<p>①多様な働き方の普及、普及のための検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方について、公正な処遇が図られるよう留意しながら、普及（あるいは普及のための検討）を進める。 	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視野で自らの人生設計を行うことを支援する。 	文部科学省
<p>②育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における育児休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働の免除など育児・介護休業法の定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・男性について「パパ・ママ育休プラス」等も活用した育児休業の取得促進を図る。 	厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業中の経済支援の在り方について検討を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得などを理由とする解雇その他不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底することにより、育児休業制度等の定着を図る。 	厚生労働省
<p>③介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業等の取得などを理由とする解雇その他不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底することにより、介護休業制度等の定着を図る。 	厚生労働省
<p>エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化等の進展や仕事と生活の調和等の課題に対し、公的統計基本計画に基づき、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するために、関係する統計調査において、必要な事項の追加等を検討するとともに、配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握の可能性についても検討する。 	内閣府、総務省、厚生労働省

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

施策の基本的方向	
<p>男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実</p>	
<p>①新たな子ども・子育て支援の検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて検討を行う。 	内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省
<p>②経済的な子育て支援の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当を支給する。 ・幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、負担の軽減を図る幼稚園就園奨励事業を推進するとともに、保育所の保育料については、家計に与える影響を考慮して決定する。 	厚生労働省 文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法と合わせて検討する。 	内閣府、厚生労働省

<p>③保育サービスの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育てビジョン」に基づき、潜在的需要にも対応した保育所待機児童の解消を目指す。 ・働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、早朝・夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・事業所内保育施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。 ・非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する仕組みの導入を検討する。 	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p> <p>厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>④放課後子どもプランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう受入児童数の拡充を図る。 ・放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す。 	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>⑤地域における子育て支援の拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業の有無に関わらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する地域子育て支援拠点事業を推進する。 ・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。 ・就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充する。 ・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。 ・高齢者の就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、子育てや教育分野に関しても、地域の実情に応じて事業を実施する。 ・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。 ・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。 ・地域での子育て支援等、社会的な課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスについて、先進的な事業ノウハウ等を他地域に展開して新たな事業者の創出を促進する取組等の支援を行う。 ・全ての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、子育て経験者、教職員経験者、民生委員・児童委員等の地域人材から構成される家庭教育支援チームの設置、学校等と連携した親への学習機会の提供・相談対応など、地方公共団体等が行う、地域の教育力を活かした子育てや家庭教育の支援における取組が促進されるよう支援する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>文部科学省</p>

<p>⑦子育てのための生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公的賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。 ・子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる都市公園の整備を推進する。 ・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。 ・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。 ・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、バリアフリー教室の開催に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。 <p>イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援策の充実を図るため、第8分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）の関連する施策の推進を図る。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府、警察庁</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府、国土交通省</p> <p>関係府省</p>
--	--

3 働く男女の健康管理対策の推進

施策の基本的方向	
<p>職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進するという観点に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。殊に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることに鑑み、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア メンタルヘルスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。 <p>イ 女性労働者の母性保護及び母性健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。 <p>ウ 妊娠・出産する女性の就業機会確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知啓発、厳正な対応等を推進することで、妊娠・出産する女性の就業機会確保を徹底する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

